

特集 世界から見た日本のジェンダー

ジェンダー平等停滞国からの脱却を目指して ―戦後80年を経た課題―



追手門学院大学
教授

三成 美保 氏

「ジェンダー平等停滞国」

日本

21世紀日本は「ジェンダー平等停滞国」です。「停滞」には、二つの意味があります。「後進」ではなく「停滞」ということ、国際社会の「進展」に比しての「停滞」といことです。

日本は決して「ジェンダー平等後進国」ではありません。1946年に成立した日本国憲法は、一般的平等（14条）に加えて、「家族における男女平等」（24条）「個人の尊厳と両性の本質的平等」を定めています。当時、「家族における男女平等」にまで踏み込んだ規定をもつ憲法はなく、日本国憲法は、画期的なジェンダー平等規定を持つきわめて先進的な憲法であったと言えます。日本は、世界に先駆けて、法

的形式的なジェンダー平等を達成した国だったのです。

けれども、80年にわたる戦後日本社会では社会的実質的なジェンダー不平等が拡大しました。90年代には国際的動向にあわせてジェンダー平等に向けた機運が高まりましたが、21世紀を迎えたとたん、ジェンダーバックラッシュが強まります。それから四半世紀——この間の停滞のツケは大きく、日本社会はいまなおジェンダー不平等にあえいでいます。

戦後80年の変化

―夫婦の姓を中心に―

「法的形式的平等」と「社会的実質的不平等」が重なった典型例が、夫婦の姓です。ドイツと比較してみましょう。

戦前、明治民法は「家」姓（事実上の夫姓）、ドイツ民法は夫姓を法定していました。戦後日本では、憲法24条に基づく民法改正（1947年）で「家」が廃止され、法的形式的には、姓は夫婦平等になりました。しかし、ドイツで姓が夫婦平等になるのは1976年のこと——日本より30年ほど遅れます。

問題は、その後です。1990年代以降のドイツにおけるジェンダー平等の展開は日本をはるかに上回りました。ドイツでは、90年代に選択別姓に切り替わり、メルケル前首相は別姓を選択しています。現在では、夫姓が4分の3と多数を占めるものの、多様な姓選択が定着しています。しかし、姓選択の多様化による家族崩壊は報告されていません。

夫婦の姓が示すように、戦後80年間、

日本社会では、法的形式的なジェンダー平等と社会的実質的なジェンダー不平等が共存するという奇妙な現象が続きました。その経緯は、大きく四段階に分けることができます（図1）。

① 戦後民主化期（1945～55年）には、改正民法によって、夫婦の法的形式的平等が実現しました。けれども、落とし穴もありました。戸籍制度が、家本位から夫婦家族本位へと再編されながらも存続し、戸籍筆頭者（かつての戸主）の姓が夫婦の共通姓となり、同姓が強制されたために、夫姓が一般化しました（今でも94%が夫姓）。

② 高度経済成長期（1955～73年）には、男性間の格差が縮小し、家族が規格化され始めた結果、社会的実質的ジェンダー不平等が覆い隠され

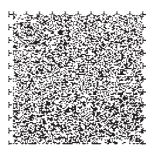
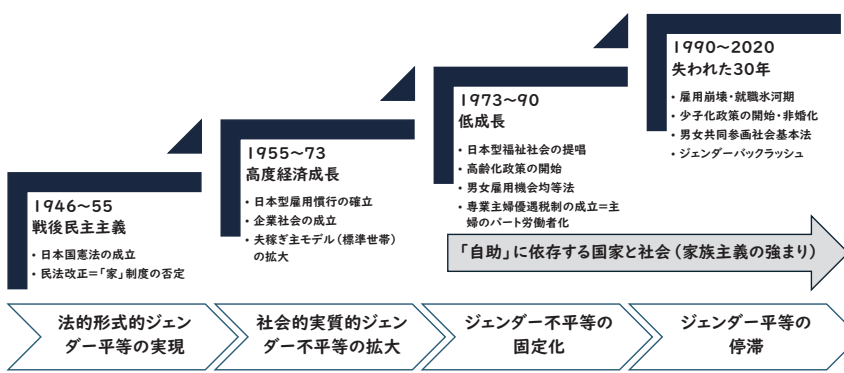


図1：戦後80年におけるジェンダー平等の展開



ました。終身雇用・年功序列・企業別組合を3本柱とする「日本型雇用慣行」の下、労働組合は、社宅や住居手当、扶養手当などを含む「家族賃金」の保障を勝ち取り、夫稼ぎ主型の核家族（いわゆる「近代家族」）が都市部で広がっていきます。

夫稼ぎ主型家族は、「標準世帯」（一方が稼ぎ主である夫婦と子二人から

なる世帯）と呼ばれ、国の統計の基本単位とされました。国民皆婚時代が訪れ、男性は「稼ぎ主・世帯主・戸籍筆頭者」という3点セットで「男らしさ」を内面化していくようになります。姓は、「家族の一体性」の象徴とみなされました。「夫稼ぎ主Ⅱ夫姓Ⅰ型家族はリアルな存在でした。新しい生活様式として理想化された郊外型の大規模団地は職住分離を進め、規格化された居住区間で「夫は仕事／妻は家事育児」という性別役割分担が生活実態として固定化していったのです。

③ 低成長期（1973～90年）に提唱されたのが、「日本型福祉社会」です。「日本型福祉社会」とは、福祉を公助（税金）で担うのではなく、自助（家族による無償ケア労働）を軸とし、足りない部分を共助（地域社会や公助で補うという福祉国家モデル）です。家族主義的なモデルと言えるでしょう。この時期には、均等法が成立したものの、同時期に導入された専業主婦優遇税制によって主婦の

パート労働者化が進み始めました。

④ 「失われた30年」（1990～2020年）には、戦後日本の制度や社会の歪みがあらわになりました。「億総中流社会」という幻想が崩れて「格差社会」が出現し、夫稼ぎ主の雇用の安定が失われて（雇用崩壊）、「就職氷河期」が到来しました。少子化・高齢化・非婚化が進み、高齢者単身世帯が急増していきます。

一方、国際社会の動向にあわせて、90年代にはジェンダー平等も進み始めます。その成果が、民法改正要綱（1996年）や男女共同参画社会基本法（1999年）の成立でした。民法改正要綱には、婚外子相続差別の撤廃や選択的夫婦別姓などが盛り込まれていました。婚外子相続差別解消は最高裁違憲判決（2013年）まで持ち越され、選択的夫婦別姓は2025年国会にはじめて上程されたものの、継続審議になりました。通称使用法制化の動きもありますが、一方が姓変更を強制されるという意味では、本質的解決とは言えないで

しょう。

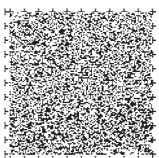
同姓強制は明治民法以来の120年余りの短い歴史しかもたず、今では世界で日本だけという状況です。2024～25年にわたり、裁判所は国際的動向に即して、従来の合憲判決を覆し、婚姻平等や法的性別変更要件について積極的に違憲判断を出しています。別姓訴訟もこれまで2回合憲判断が続いていますが、3度目となる今回の別姓訴訟では、判断が変わる可能性もあります。

ジェンダー不平等を

どう乗り越えるか

いまなお残るジェンダー不平等を克服するためには何が必要でしょうか。特に重要な点を3点挙げておきましょう。

第一は、家族主義の克服です。ここですべて家族主義は、「家族の一体性」を強調し、家族を国家の基本的単位とみなす価値観を指します。同姓



強制は家族主義の反映です。こうした家族主義は、しばしば、ジェンダー平等の進展を阻む方向に作用します。さらに、家族は重要な親密集団であり、基本的な生活共同体の一つです。しかし、21世紀日本では、不可逆的に家族の多様化が進んでいます。かつての「標準世帯」に近い「父・母・未婚子」世帯は全世帯の4分の1に減り、単身世帯が3分の1以上を占めます。子ども（18歳未満）のない世帯は8割以上に上り、子どもがいる世帯でも8割近い世帯で母親が働いています（2023年厚労省調査）。このような社会変化に即して、「個人の尊厳」や選択権を保障する制度設計が求められます。

第二は、国連女性差別撤廃委員会からの勧告の尊重です。1985年に女性差別撤廃条約を批准して以来、日本政府は9回レポートを提出し、6回の審査を受けています。勧告事項にはそれなりに対応していますが、家族問題への対応が鈍いことがわかります（図2）。選択別姓は、再三にわたって勧告されていますが、いまだに放置された

ままです。すでに世論は過半数が賛成し、経団連も賛成しています。ところが、「別姓は家族の絆を壊す」「子どもが可哀想」といった反対論のために、法改正が実現していません。姓は、あくまで個人の標識の一つです。「家族の一体性」を表す記号ではありません。

第三は、ジェンダー差別の「交差性」

（複合性）の克服です。差別は単独では起こらず、しばしば複数の差別が重なり合って起こります。しかし、重なり合うがゆえに差別が不可視化されやすくなるのです。国連は、こうした交差差別を解消するために「包括的差別禁止法」の制定を促しています。日本には、障害や国籍、SOGI（性的指向・性自認）などいくつかの属性ごとの差別解消法や理解増進法はあるのですが、罰則規定を伴う差別禁止法はありません。

ひとつものがグローバルに動く21世紀社会では、SDGs目標が示すように、ジェンダー平等は国際社会共通の課題です。家族主義を超え、国際条約を遵守し、国際的課題に率先して取り組む——ジェンダー平等の推進は、国内の深刻な問題を解消するための必須の課題であり、日本の国際的信頼を高める重要な手かけりとなるでしょう。

図2：女性差別撤廃委員会（CEDAW）審査と日本政府への勧告

審査（最終見解）	主な指摘事項	日本の対応
第1回審査（1988年） 第1回報告	・夫姓98%の是正・再婚禁止期間（6ヶ月）の是正・育児休業制度の導入	・1991年育児休業法制定
第2回審査（1991年） 第2・3回報告	・均等法の充実 ・戦時慰安婦問題への対応	・1997年均等法改正
第3回審査（2003年） 第4・5回報告	・間接差別の導入・DV法改正・戦時慰安婦問題への対応・人身売買への対応 ・女性参画の促進・婚外子差別の是正	・2004／2007年DV法改正 ・2005年第2次男女共同参画基本計画での数値目標設定 ・2005年人身売買罪新設（刑法） ・2005年間接差別新設（均等法）
第4回審査（2009年） 第6回報告	・2003年勧告への対応は「不十分であり遺憾」・民法改正（夫婦同性・婚姻適齢の改正）は「直ちに行動を」	・2009年第3次男女共同参画基本計画での数値目標設定
第5回審査（2016年） 第7・8回報告	・「女性に対する暴力」への対応・民法改正（婚姻適齢・夫婦の姓）・暫定的特別措置（クォータ制）	・刑法改正（2017年・2023年） ・18歳成人＝婚姻適齢／選択別姓には慎重 ・候補者均等法（2018年）＝クォータは政党の任意
第6回審査（2024年） 第9回報告	・選択的夫婦別姓の導入・クォータ制の導入・男女賃金格差是正・LGBTなどマイノリティへの複合的差別の解消・母体保護法改正（配偶者の同意）・選択議定書の批准・国内人権機関の設置	

執筆者紹介

三成 美保（みつなり みほ）

ドイツや日本におけるジェンダー法学・ジェンダー史・比較法文化史を研究。追手門学院大学法学部教授、奈良女子大学名誉教授（元副学長）、日本ジェンダー学会会長のほか（元）大阪府男女共同参画審議会会長など自治体関係の役職も歴任。

参考資料

共編著「ジェンダー事典」丸善出版2024年
共著「女性の政治参画をどう進めるか」日本学術協力財団2024年
共著「同性婚のこれから——婚姻の自由・平等」のために法と政治ができること」花伝社2024年
共編著「歴史を読み替える——ジェンダーから見た世界史」大月書店2014年（2026年に増補改訂版を予定）

